

内閣総理大臣

野田 佳彦 殿

法人の名称 社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

代表者の氏名 会長 廣畑 衛

移行認定申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の規定による認定を受けたいので、同法第103条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 主たる事務所の所在場所

東京都港区芝大門2-6-6 芝大門エクセレントビル4F (←登記上の表記に)

2 従たる事務所の所在場所

なし

3 認可を受けた後の法人の名称

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

4 旧主務官庁の名称

厚生労働省

【別紙1：法人の基本情報及び組織について】

事業	自 H23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
年度	至 H24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

1. 基本情報

フリガナ	シャダンホウジンゼンコクコクミンケンコウホケンシンリョウシセツキョウギカイ								
法人の名称	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会								
フリガナ	コウエキシャダンホウジンゼンコクコクミンケンコウホケンシンリョウシセツキョウギカイ								
認定を受けた後の法人の名称	公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会								
現在の法人区分	<input checked="" type="checkbox"/> 特例社団法人 <input type="checkbox"/> 特例財団法人								
旧主務官庁の名称(注1)	厚生労働省 保険局 国民健康保険課								
主たる事務所の住所及び連絡先									
住所	〒 105-0012	都道府県	東京都	市区町村	港区				
	番地等	芝大門2-6-6 芝大門エクセレントビル 4F							
代表者電話番号	03-6809-2466		FAX番号	03-6809-2499					
代表者電子メールアドレス	office		@	kokushinkyo.or.jp					
ホームページアドレス	http://www.kokushinkyo.or.jp/								
代表者氏名	廣畑 衛								
事業年度	4	月	1	日	~	3	月	31	日
申請業務担当者(注2)									
氏名(又は名称)	米田 英次			役職(又は担当者名)	事務局長				
電話番号	03-6809-2466			FAX番号	03-6809-2499				
電子メールアドレス	e-yoneda		@	kokushinkyo.or.jp					
事業の概要	国民健康保険診療施設が市町村保険者と連携して実践している住民に対する保健・医療・介護・福祉の総合的・一体的なサービス「地域包括医療・ケア」を全国に推進するため、研修会等の実施、認定証の交付を行っている。								

注1：旧主務官庁の名称及び担当部局を記載してください。また、複数の旧主務官庁が存する場合には、全ての旧主務官庁を記載してください。

注2：代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

2. 組織（認定を受けた後の法人の組織について記載してください。）

(1) 社員について（公益社団法人の場合のみ）

社員の数	855	人
(代位議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	—	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	第6、9、10、11条	
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて		
<ul style="list-style-type: none"> ・定款5条で規定される正会員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員となるが、これは本会が地域包括医療・ケアの推進母体として医療面での専門性が極めて高いためであり、社員資格取得の制約は合理的と考える。一方、その活動は広く一般に開かれるものであり、これに対しては賛助会員等による参加も可能となっている。 ・資格喪失については、特段の恣意性を排除した一般的なものである。 		
社員の議決権に関する定款の条項	第17条	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な扱いをしないものであることについて		
議決権については、社員間で同一である。		

(2) 評議員について（公益社団法人の場合のみ）

	常勤		非常勤		計	
評議員の数		人		人		人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。						
定款の条項						

(3) 理事及び監事について

	常勤		非常勤		計	
理事の数	0	人	39	人	39	人
監事の数	0	人	2	人	2	人

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
<input type="checkbox"/> 設置 <input checked="" type="checkbox"/> 不設置	

(5) 会員等について（注3）

会員等区分の名称	会員の数		会員等区分の名称	会員の数	
正会員	855	人	賛助会員C	8	人
賛助会員A	10	人	名誉会員	0	人
賛助会員B	44	人			人

(6) 職員について

職員の数	6	人	うち常勤	5	人
------	---	---	------	---	---

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙2:法人の事業について】

事業	自 H23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
年度	至 H24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

1. 事業の一覧

事業の区分	事業番号	事業の内容	
公益目的事業	公1	地域包括医療・ケア推進事業	
	公2		
	公3		
	公4		
	公5		
	公6		
	公7		
	公8		
	公9		
収益事業等	収益事業	収1	
		収2	
		収3	
	その他事業	他1	
		他2	

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	地域包括医療・ケア推進事業	87.4 %

[1] 事業の概要について(注1)

【事業の趣旨】

当会は、昭和36年に国民健康保険診療施設医学会として設立し、平成元年に法人化したもので、市町村が地方自治法244条及び国民健康保険法82条に基づき国民健康保険を行う事業の一環として設置した国民健康保険診療施設(＝国保直診、全国で約1,000箇所)の関係者を中心に活動するものである。

この事業は、全国の国保直診及びその関係者の活動を通じて地域包括医療・ケアの推進と実践を行う事業であり、保健・医療・介護・福祉の管理者・従事者を対象に、地域の保健・医療・介護・福祉を包括的に推進し、実践的で費用対効果の高い地域包括医療・ケアの基盤を構築することで、不特定多数の国民に対して良質の健康維持推進サービスを提供し、ひいては医療費の適正化に資するものである。具体的には、①国保直診支援、②調査研究・研修、③学会開催・開催支援・情報提供、④地域包括医療・ケア認定、⑤地域包括医療・ケア推進活動の振興、の5つの事業を行っている。

<地域包括医療・ケアとは?>

○地域に包括医療を、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民のQOLの向上をめざすもの

○包括医療・ケアとは治療(キユア)のみならず保健サービス(健康づくり)、住宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと住宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療(ケア)

○地域とは単なるAreaではなく、Communityをさす

・・・国診協H10.3制定(H18.3最新改訂)

【事業をまとめた理由】

活動の主体は、社員である正会員(国保直診の管理者)等が中心であり、その実態は国保直診病院や診療所並びに併設保健福祉施設の医師・看護師・コメディカルである。活動の大半は、地域包括医療・ケアの実践を目的とした政策研究と医療・看護・介護技術に関する研究、実施にあたっての実務課題研究である。それぞれは同一のテーマを異なる実践の方法論で取り上げたものであり、調査研究から施策実施までの一貫性・効率性の観点から、密接に関わるものである。

【事業の内容】

1. 国保直診支援

・国民健康保険診療施設(国保直診)の開設者(市町村長)及び病院長等を中心に、中山間地域やへき地、離島に位置し、医療・介護資源不足に悩む国保直診に対する地域包括医療・ケアの実践の助言指導、診療報酬・介護報酬改定に対する国への要請、医師確保対策等の支援を行っている。具体的には、全国の開設者協議会会長・支部長等合同会議、総合保健施設長等会議を年1回実施し、また、各委員会を随時開催し意見交換、要望書の作成、必要に応じて国保直診への調査を行っている。これらの活動の対象は、当団体の会員(正会員、賛助会員)や開設者が主となるが、各会議や講演等には、国保直診の職員等関係者も参加している。

<合同会議>

－H22年度:国診協活動報告「当面の諸問題及び活動状況」

－H21年度:特別講演「公立病院・地域医療について」総務省大臣官房審議官

－H20年度:特別講演「国民健康保険と保健事業について」厚労省保険局国民健康保険課長

意見交換事例報告3件(全自治協自治体病院、兵庫県宍粟市長、京都府京丹後市立久美浜病院副委員長)

<施設長等会議>

－H22年度:講演「医療保険制度の課題と税・社会保障一体改革」厚労省保険局総務課長

－H21年度:講演「保健医療を取巻く現状と課題について」厚労省医政局政策医療課長

－H20年度:講演「総合保健施設等と特定健診・特定保健指導について」厚労省保険局国民健康保険課長

意見交換(宮城県涌谷町町民医療福祉センター健診センター保健師等)

<委員会活動>

・開設者委員会(年6回)、各委員会全体会議(年1回)、総務企画委員会・施設経営委員会・広報情報委員会など年30回程度開催。

<医師確保対策事業>

・自治体病院・診療所医師求人求職支援センターの運営((社)全国自治体病院協議会と共同実施)

国保直診と同様、全国に約1,000箇所ある自治体立の病院を会員とする(社)全国自治体病院協議会と共同で自治体病院・診療所医師求人求職支援センターを運営している。センター自体は、(社)全国自治体病院協議会に設置されているが、当社団は運営に参画するとともに同センターに対して、医師の求人求職情報を提供し、斡旋による会員施設の医師確保対策に寄与している。

2. 調査研究・研修(地域医療現地研究会、地域包括医療・ケア研修会等)

・地域の保健・医療・介護・福祉に関する各種調査研究及び研修を実施するものである。

具体的には、調査研究委員会等活動及び地域医療現地研究会、地域包括医療・ケア研修会を行っている。委員会は、正会員が所属する全国の国保直診の医師・看護師・コメディカルが委員となり調査研究を行っているが、各種研修会等については広く一般からの参加も可能になっている。

<委員会>

ー調査研究委員会(年3回)、地域医療・学術委員会(年4回)、地域ケア委員会(年2回)、老人保健福祉調査研究会(年1回)、等。

<現地研究会、研修会等>

ー地域医療現地研究会 H22.5.13～14、香川県綾川町「えがおいきいき安心して暮らせる地域包括医療・ケア～住み慣れたまちでその人らしい暮らしを～」、先進国保直診活動視察研修(綾川町国民健康保険陶病院等、5施設)

ー地域包括医療・ケア研修会 H23.1.21～22、テーマ「地域包括医療・ケアを推進し、医療の原点を探求しよう」、国民健康保険の動向、講演、シンポジウム、ランチョンセミナー、等

ー国保直診歯科関係者研修会 H23.2.25 「国保直診歯科の存在意識を語る～過去・現在・未来～」兵庫県宝塚市環境部次長 駒井正氏、等

ー海外保健医療福祉視察研修 H22.5.25～6.4、ドイツ、フィンランド テーマ「ドイツにおける介護保険制度の動向及びフィンランドにおける地域包括医療・ケアの実践」、会員11名が参加。

ー医師臨床研修指導医養成講習会((社)全国自治体病院協議会と共同開催) 年8回、受講修了者 年375名

<助成金による研究>

ー老人保健健康増進等事業、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

「保健師活動による住民参加型地域包括医療ケアシステムの構築事業」等、6件の調査研究を実施。

3. 学会主催・開催支援・情報提供

・都道府県の国保関係者で開催している保健・医療・介護・福祉の連携及び推進に関する各種学会に対して、講師の派遣及び助成金の支給を行い、また、季刊誌「地域医療」等で情報提供を行っている。

・全国国保地域医療学会を毎年開催(他の主催者として社団法人国民健康保険中央会、厚生労働省及び開催都道府県関係団体の後援)しており、地域包括医療・ケアへの学術的な研究発表や情報提供の場となっている。

ー第50回全国国保地域医療学会 H22.10.8～9、テーマ「悠久の都で地域包括医療・ケアの真髄を極める」

特別講演2題、国保直診開設者サミット、シンポジウム、市民公開講座、宿題報告、研究発表、教育セミナー等
2,322名参加(うち市民公開講座の市民参加者834名)

ー上記学会には、誰もが有償で参加することができる(参加負担金14,000円、交流会参加負担金8,000円)。一般の方を対象に市民公開講座(参加費は無料)。

4. 地域包括医療・ケア認定

・(社)全国自治体病院協議会とともに、H19年度末より医療介護従事者及び医療施設等に対して地域包括医療・ケア活動の評価認定を行っているものであり、地域包括医療・ケアを推進する医療施設・その従事者は誰でも認定を取ることができ、地域包括医療・ケア活動の中心的存在となっている。H22年度末では、累計413件の認定を行っている。この事業は、本会が主体となり実施しており、(社)全国自治体病院協議会の賛同を得て共同で実施している。

ーH22年度 認定件数43件(うち、認定施設9、認定医14、認定専門職20)

ーH21年度 認定件数13件(うち、認定施設5、認定医3、認定専門職5)

・また、本会発足以来、地域包括医療・ケアの推進に功績のあった者に対する顕彰を行っており、毎年、全国国保地域医療学会において、以下の表彰を行っている。

ー地域包括ケアシステム推進功労者・国診協事業推進功績者表彰 平成22年度 48名

ー全国国保地域医療学会優秀研究表彰 平成22年度 最優秀1名、優秀5名

5. 地域包括医療・ケア活動の振興

・地域包括医療・ケア推進活動を広く支援するため、国診協の46支部(組織的には外部組織となる)の各種活動に対して、その活動日の一部を負担し事業振興を行うものである。

ー都道府県支部主催の国保地域医療学会開催費の一部負担

ー都道府県国保直診開設者協議会活動経費の一部負担

ー都道府県支部経費の一部負担

ーブロック協議会開催経費の一部負担

・H22年度は、21,876千円(H21年度22,281千円)の負担実績となっている。

【実施事業の財源】

基本的には、会員からの会費によって実施するとともに、1、2、3、5については一部国保中央会からの補助金、2については、厚生労働省及び(独)福祉医療機構への助成金事業申請により実施している。また、全国国保地域医療学会、地域医療現地研究会、地域包括医療・ケア研修会、海外保健医療福祉視察研修、医師臨床研修指導医養成講習会等は参加者の負担金を徴収して実施している。なお、平成23年度からは国保中央会からの補助金は廃止された。

【委託事業】

2の<助成金による研究>については、調査内容の集計などを民間調査機関に委託している。なお、調査研究においては、検討委託委員会を設置し、国保直診の職員を委員とし検討・分析を行い、その成果物を会員や一般の方に提供している。

[2]事業の公共性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		定款 第4条1、2、3、4、5、6、7、8号
事業の種類	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）	
19	本事業は、国保直診施設や保健・医療・介護・福祉に関わる医療従事者を通じて、地域包括医療・ケアという概念を普及させ、実践的で費用対効果の高い地域ケア基盤を構築することを目的としている。地域ケア基盤は、医療基盤の脆弱な地域に対しても良質で健康維持推進サービスを提供し、この分野における地域格差の解消を図るものであり、その利益の享受者は地域住民という不特定多数である。よって本事業は、認定法2条における「19.地域社会の健全な発展を目的とする」に該当すると考える。	
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。）		
<p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>（下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当する区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。</p>		<p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うかがわかるように記載してください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(18) その他</div> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>①事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>②事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門化が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当が事業が審査・先行を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(公益目的として設定した事業目的と異なり業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p>		<p>1. 国保直診支援</p> <p>①事業目的 国保病院及び国保診療施設の開設者や病院長等に対して、最新の地域包括医療・ケアに関する情報提供を行い、施設管理や医療体制等の高度化を図ること目的であり、施設経営の健全化を通じた地域社会の健全な発展に寄与するものである。当該施設の収益貢献を目指すものではない。</p> <p>②事業の合目的性 ア: 受益の機会の公開 国保診療施設及び国保保健福祉施設であれば、すべて会議等に参加できる。</p> <p>イ: 質の確保 会議等の講演者には厚労省の課長等を招聘し、国の施策の最新状況や方向性を提示しており、十分な質を確保したもとなっている。</p> <p>ウ: 審査・選考の公正性の確保 該当しない。</p> <p>エ: その他 本事業は、会員施設等の広告宣伝を行うものではなく、純粋に地域包括医療・ケアの取り組みを研究し、国保診療施設として地域住民の健康福祉の向上のために取り組むべきテーマを明確化するものである。</p>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">その他の説明事項</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(6) 調査、資料収集</div> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>①当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>②当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>③当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>④当該法人が外部に委託する場合、その全てを他社に行なわせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>		<p>2. 調査研究(現地研究会、海外研修等)</p> <p>①調査研究テーマは、地域包括医療・推進ケアに関するものであり、その成果は医療関係者、学術研究者等に対して広く還元するものである。また、成果については、一般国民に対しても当社団への請求により、広く無償で配布している。</p> <p>②調査結果や現地研究会、各種研修会等については、広報誌「地域医療」「国診協ホームページ」などで広く公表している。</p> <p>③調査の実施は、学術研究者や医療従事者等の専門家がやっている。</p> <p>④外部の調査会社への委託は補助基準に基づき行っており、その成果については調査委員会等により管理を行い、成果物の品質を確保するとともに、関係各所への成果還元を行っている。</p>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">その他の説明事項</div>

<p>(18)その他</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>①事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>②事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門化が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当が事業が審査・先行を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(公益目的として設定した事業目的と異なり業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p>	<p>3. 学会主催・開催支援・情報提供</p> <p>①事業目的 地域包括医療・ケアに関する学会に対して活動費の助成及び各種情報提供を行うものであり、その受益者は学会参加者である不特定多数となっている。</p> <p>②事業の合目的性 ア: 受益の機会の公開 学会開催の情報はホームページ等で開示しており、誰でも参加することができる。</p> <p>イ: 質の確保 学会活動の講演者やセミナー講師は、学術研究者や医療従事者等であり、専門性の高い内容となっている。</p> <p>ウ: 審査・選考の公正性の確保 該当しない。</p> <p>エ: その他 本事業は、国診協や特定施設の広告宣伝を行うものではなく、販促活動になるものでもない。</p> <p>その他の説明事項</p>
<p>(2)資格付与</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>①当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>②当該資格付与の基準を公開しているか。</p> <p>③当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>④資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。</p> <p>⑤資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>4. 地域包括医療・ケア認定</p> <p>①認定制度は、地域包括医療・ケアの推進及び普及啓蒙を目的とするものであり、特定施設や保健師等の既資格取得者の利益を増進させるものではない。これらの趣旨は、本社のホームページで公表されている。</p> <p>②認定条件は、本社のHPで公開している。</p> <p>③地域包括医療・ケアの実践経験5年、全人的医療を行っていること等の認定基準に該当すれば医療施設、医師、歯科医師、看護師、コメディカル等の職種問わず誰でも申請することができる。</p> <p>④審査にあたっては、地域包括医療・ケア認定審査委員会を開催し、審査委員会設置要綱に基づき審査を行っており、公正性は十分に確保されている。</p> <p>⑤審査委員会の委員には、学識経験者を含んでおり、専門的な判断を行っている。</p> <p>その他の説明事項</p>
<p>(18)その他</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>①事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>②事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門化が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当が事業が審査・先行を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(公益目的として設定した事業目的と異なり業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p>	<p>5. 地域包括医療・ケア活動の振興</p> <p>①事業目的 国診協46支部への活動助成であるが、いずれも地域包括医療・ケアの普及とその実績、進行に関する資金援助であり、特定組織への固定的な支援ではない。</p> <p>②事業の合目的性 ア: 受益の機会の公開 現在は、46支部が対象となっているが、供益的なものではなく、あくまでも活動振興という実態を伴う地域包括医療・ケアの活動を実践する組織であれば、それを排除するものではない。</p> <p>イ: 質の確保 初期の年間計画に基づき、年度内の振興活動について総会等で決議を行っている。活動内容については、専門家である理事等(病院長、国保直診管理者等)が判断を行い、振興すべき支部への支援を行っている。</p> <p>ウ: 審査・選考の公正性の確保 現時点では選考を行っておらず、活動計画を承認されたものについて、前件支援している。</p> <p>エ: その他 支援先は現時点では国診協46支部であるが、あくまでも活動振興であり、協会の宣伝を目的とするものではない。</p> <p>その他の説明事項</p>
<p>許認可等の名称</p>	
<p>根拠法令</p>	
<p>許認可等行政機関</p>	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分がかかるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙3:法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業	自 H23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
年度	至 H24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

事業番号	経常収益計	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定(2欄-3欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
公1	0円	0円	0円	0円	0円
公2	0円	0円	0円	0円	0円
公3	0円	0円	0円	0円	0円
公4	0円	0円	0円	0円	0円
公5	0円	0円	0円	0円	0円
公6	0円	0円	0円	0円	0円
公7	0円	0円	0円	0円	0円
公8	0円	0円	0円	0円	0円
	0円	0円	0円	0円	

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)	7	0円	0円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	8	127,653,000円	176,703,000円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認)	9	127,653,000円	176,703,000円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)	10		0円	
収益事業等から生じた利益額の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	0円	
	その他事業(相互扶助事業)から生じた利益の繰入額	12	0円	
合計(9欄~12欄)	13	127,653,000円	176,703,000円	収入-費用
				-49,050,000円

※ 第二段階における剰余金の扱い

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

事業 年度	自 H23 年 4 月 1 日 至 H24 年 3 月 31 日	法人コード 法人名	A004558 社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
----------	-------------------------------------	--------------	--------------------------------

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	176,703,000円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	202,272,000円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	87.4%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4	176,703,000円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	0円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	0円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	0円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	0円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	0円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	0円
	調整額計(5欄~11欄の計)	12	0円
公益実施費用額(4 欄+12 欄)	13	176,703,000円	

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14	0円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	0円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	0円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	0円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	0円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	0円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	0円
	調整額計(15欄~21欄の計)	22	0円
収益等実施費用額(14 欄+22 欄)	23	0円	

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24	25,569,000円	
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	0円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	0円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	0円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	0円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	0円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	0円
	調整額計(25欄~31欄の計)	32	0円
管理運営費用額(24 欄+32 欄)	33	25,569,000円	

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

事業年度	自 23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
	至 24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険協会の会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第5条第6号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

【別表B(1) (事業比率) 4欄へ

(単位:円)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 4欄へ 公益実施 費用額計	I	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通				
経常費用額	176,703,000												176,703,000	

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 5欄へ 公益実施 費用額計	II
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
合計														

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 6欄へ 公益実施 費用額計	III
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
合計														

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 7欄へ 公益実施 費用額計	IV
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
合計														

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 8欄へ 公益実施 費用額計	V
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
合計														

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 9欄へ 公益実施 費用額計	VI
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
認定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力できません。														

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください。)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 10欄へ 公益実施 費用額計	VII
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
合計														

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 11欄へ 公益実施 費用額計	VIII
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通			
合計														

IX 合計

	公益実施費用額											別表B(1) (事業比率) 13欄へ 公益実施 費用額計	IX	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通				
合計	176,703,000												176,703,000	
事業比率	87.36%												87.36%	

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

事業年度	自	23	年	4	月	1	日	法人コード	A004558
	至	24	年	3	月	31	日	法人名	社団法人全国器具健康相談協会

表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表【その2】

法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。

(単位:円)

事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)											
	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 14欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 24欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
経常費用額								25,569,000	202,272,000		
土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)											
所在地	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 15欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 25欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
合計											
融資に係る費用額(別表B(3)より)											
貸付の内容	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 16欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 26欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
合計											
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)											
貸付の内容	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 17欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 27欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
合計											
特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)											
特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 18欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 28欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
合計											
特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より)											
特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額						収益等実施 費用額計	管理運営 費用額	合計 (参考)		
	収1	収2	収3	他1	他2	共通					
認定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力できません。											
引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください。)											
引当金の名称	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 20欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 30欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
合計											
財産の繰渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)											
財産の名称	収益等実施費用額						収益等実施 費用額計	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 21欄へ	別表B(1) (事業比率) 31欄へ
	収1	収2	収3	他1	他2	共通					
合計											
合計											
合計	収益等実施費用額						別表B(1) (事業比率) 23欄へ	管理運営 費用額	合計 (参考)	別表B(1) (事業比率) 33欄へ	
	収1	収2	収3	他1	他2	共通	収益等実施 費用額計				
合計								25,569,000	202,272,000		
事業比率								12.64%	100.00%		

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

遊休財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人第131条の基金)－(控除対象財産－対応負債の額※)

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまいます。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成

資産の部			
流動資産計		1	20,056,380
固定資産	控除対象資産(別表C(2)から転記)	2	509,047,461
	その他の固定資産 4欄-2欄	3	77,943,452
	固定資産計 5欄-1欄	4	586,990,913
資産計		5	607,047,293

負債の部			
流動資産に直接対応する負債の額		6	
控除対象資産に直接対応する負債の額 32欄		7	0
その他の固定資産に直接対応する負債の額		8	0
引当金勘定の合計額 35欄		9	4,829,045
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄		10	11,109,360
負債計 26欄		11	15,938,405
正味財産の部			
一般社団・財団法人第131条の基金 27欄		12	0
指定正味財産の額 33欄		13	
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄		14	591,108,888
正味財産計		15	591,108,888
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)		16	607,047,293

2. 遊休財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	176,703,000
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	0
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	0
計(17欄+18欄+19欄)	20	176,703,000

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0
財産の譲渡損、評価損等の額	22	0
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	
計(21欄+22欄+23欄)	24	0

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	607,047,293
負債 11欄	26	15,938,405
一般社団・財団法人第131条の基金 12欄	27	0

控除対象財産の額 2欄	28	509,047,461
対応負債の額 39欄	29	9,390,601
遊休財産額 25欄-26欄-27欄+28欄+29欄	30	91,452,028

4. 対応負債の額の計算

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法	
-----------------------	--

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法	
-----------------------	--

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	
指定正味財産の額 13欄	33	
31欄-32欄-33欄	34	
引当金勘定の合計額 9欄	35	
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄と同額)	38	
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	509,047,461
指定正味財産の額 13欄	33	0
31欄-33欄	34	509,047,461
引当金勘定の合計額 9欄	35	4,829,045
その他負債の額 11欄-35欄	37	11,109,360
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄と同額)	38	591,108,888
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	9,390,601

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	176,703,000
遊休財産額 30欄	41	91,452,028
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

別表C(2) 控除対象財産

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載
 ※2 期首:申請書に添付した収支予算書の期首、期末:申請書に添付した収支予算書の期末

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物質等	事業番号 ※1	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産 取得時期	共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2		
1	特定資産 地域包括医療調査奨励基金 (平成24年3月期に「地域包括 医療・ケア推進積立金」と名称 変更予定)	社債(ドイツ復興金融公庫) 社債(トヨタファイナンス オーストラリア)	公1	運用益を公益目的事業の財源として いる	501,909,265 円	501,909,265 円		
2	その他固定資産 建物	賃貸事務所 間仕切り工事費	公1	公益目的事業の用に供している	1,559,096 円	1,559,096 円		
3	その他固定資産 保証金	賃貸事務所 入居保証金	公1	公益目的事業の用に供している	5,579,100 円	5,579,100 円		
4					円	円		
5					円	円		
6					円	円		
7					円	円		
8					円	円		
9					円	円		
10					円	円		
計(A)					509,047,461 円	509,047,461 円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物質等	事業番号 ※1	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
計(B)					0 円	0 円	

3. 資産取得資金

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2		
1				円	円		
2				円	円		
計(C)				0 円	0 円		

4. 特定費用準備資金

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1				円	円
2				円	円
計(D)				0 円	0 円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(1~4に記載した財産以外)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1				円	円
2				円	円
計(E)				円	0 円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金(1~4に記載した財産以外)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1				円	円
2				円	円
3				円	円
計(F)				0 円	0 円

控除対象財産の額(A~Fの合計)				期首※2	期末※2
				509,047,461 円	509,047,461 円

		期首※2
公益認定後に公益目的取得財産種類となることが見込まれる額 (上記1~6の財産のうち、公益目的事業を行うために使用または処分する財産の額の合計)	I	509,047,461 円
Iのうち認定前に取得した不可欠特定財産の額	II	0 円

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表

事業年度	自	23	年	4	月	1	日	法人コード	A004558
	至	24	年	3	月	31	日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

別表C(2) 控除対象財産 における1. 公益目的保有財産の各事業への配賦方法を確認するものです。複数の事業に関連する財産については、配賦基準を明記の上、記載してください。

(上段: 配賦の根拠数値、中段: 配賦割合、下段: 配賦額) (単位: 円)

番号	財産の名称	帳簿価額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計	
				公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1	他2	共通	小計		
1	特定資産 地域包括医療調査研究奨励 基金(平成24年3月期に「地 域包括医療・ケア推進積立 金」と名称変更予定)	501,909,265	使用割合	100						100							0	
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
				501,909,265	0	0	0	0	0	501,909,265	0	0	0	0	0	0	0	
2	その他固定資産 建物	1,559,096	使用割合	100						100							0	
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
				1,559,096	0	0	0	0	0	1,559,096	0	0	0	0	0	0		
3	その他固定資産 保証金	5,579,100	使用割合	100						100							0	
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
				5,579,100	0	0	0	0	0	5,579,100	0	0	0	0	0	0		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

別表D

事業	自 H23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
年度	至 H24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 保有していない	<input type="checkbox"/> 保有している	
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (%)	
他の団体の名称	財産の名称			
				%
				%
				%
				%
				%
				%
				%
				%
				%
				%

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

事業	自 H23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
年度	至 H24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

財政基盤 の明確化	寄付金収入等(注1)がある場合の収入見積りの適切性																								
	寄付金収入がある場合																								
	寄付金収入の額	0 円																							
	寄付金収入の額うち、大口拠出者上位5者までの氏名又は名称及び寄付金の額について、記載してください。																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 60%;">大口拠出者の氏名又は名称</th> <th style="width: 30%;">寄附金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">.</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>		順位	大口拠出者の氏名又は名称	寄附金の額	1		円	2		円	.		円											
	順位	大口拠出者の氏名又は名称	寄附金の額																						
	1		円																						
	2		円																						
	.		円																						
	公益目的事業以外のために用途を特定した寄附金がある場合には、その寄附ごとに特定の内容がわかる書類(寄附規定、募金要綱等)を添付してください。																								
会費収入(注2)がある場合																									
会費収入の額	103,000,000 円																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">会費収入の根拠</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数</td> <td>病院</td> <td style="text-align: center;">342</td> <td style="text-align: center;">323</td> <td style="text-align: center;">313</td> <td style="text-align: center;">309</td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療所</td> <td style="text-align: center;">569</td> <td style="text-align: center;">572</td> <td style="text-align: center;">566</td> <td style="text-align: center;">557</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会費収入(千円)</td> <td style="text-align: center;">111,615</td> <td style="text-align: center;">107,895</td> <td style="text-align: center;">105,528</td> <td style="text-align: center;">103,665</td> </tr> </tbody> </table>		会費収入の根拠		19年度	20年度	21年度	22年度	会員数	病院	342	323	313	309		診療所	569	572	566	557	会費収入(千円)		111,615	107,895	105,528	103,665
会費収入の根拠		19年度	20年度	21年度	22年度																				
会員数	病院	342	323	313	309																				
	診療所	569	572	566	557																				
会費収入(千円)		111,615	107,895	105,528	103,665																				
借入れの予定がある場合(注3)																									
借入れの予定の額	0 円																								
借入れの予定の額計画について、記載してください。																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">借入れ先</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>借入れ先の額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td>借入れ予定の時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入れの目的 及び返済計画</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		借入れ先				借入れ先の額	円	借入れ予定の時期		借入れの目的 及び返済計画															
借入れ先																									
借入れ先の額	円	借入れ予定の時期																							
借入れの目的 及び返済計画																									

情報開示 の適切性 (注4)	法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。		
	(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を勤めている場合	当該監事の氏名	塩原 修蔵
		公認会計士・税理士の別	公認会計士(塩原公認会計士事務所長)
	(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
		当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
	(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口拠出上位5者までの見込み、会費収入がある場合には積算の根拠、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注2 会費については、名称を問わず、法人が定款で定めた会員等に対して会費として徴収しているものを記載してください。

注3 複数の借入れ予定がある場合には、借入先ごとに記載してください。

注4 会計監査法人による外部監査を受けている法人は、「情報開示の適切性」の欄の記載は不要です。

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(1)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)】

(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自 23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
	至 24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

○役員等の報酬

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計						収益事業等会計						法人会計	
					公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1	他2	共通		小計
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
ページ 合計																		

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】

(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自 23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
	至 24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計						収益事業等会計						法人会計	
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1	他2	共通		小計
1	管理費 会議費	旅費	7,840,000	使用実態	2						2						0	98
					1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	98.2%
					142,688	0	0	0	0	0	142,688	0	0	0	0	0	0	7,897,312
2	管理費 会議費	需用費	1,488,000	使用実態	7						7						0	93
					7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.5%	
					111,005	0	0	0	0	0	111,005	0	0	0	0	0	1,376,995	
3	管理費 一般管理費	共済費	4,771,000	使用実態	84						84						0	16
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					4,021,953	0	0	0	0	0	4,021,953	0	0	0	0	0	749,047	
4	管理費 一般管理費	報償費	882,000	使用実態	84						84						0	16
					84.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					743,967	0	0	0	0	0	743,967	0	0	0	0	0	138,033	
5	管理費 一般管理費	旅費	300,000	使用実態	84						84						0	16
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					252,990	0	0	0	0	0	252,990	0	0	0	0	0	47,010	
6	管理費 一般管理費	交際費	300,000	使用実態	84						84						0	16
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					252,990	0	0	0	0	0	252,990	0	0	0	0	0	47,010	
7	管理費 一般管理費	需用費	4,370,000	使用実態	84						84						0	16
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					3,683,910	0	0	0	0	0	3,683,910	0	0	0	0	0	686,090	
8	管理費 一般管理費	役務費	3,552,000	使用実態	84						84						0	16
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					2,993,981	0	0	0	0	0	2,993,981	0	0	0	0	0	558,019	
9	管理費 一般管理費	使用料及び賃借料	6,600,000	使用実態	84						84						0	16
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%	
					5,563,800	0	0	0	0	0	5,563,800	0	0	0	0	0	1,036,200	
10	管理費 一般管理費	備品購入費	100,000	使用実態	84						84						0	16
					84.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.0%	
					84,000	0	0	0	0	0	84,000	0	0	0	0	0	16,000	
ページ 合計		30,203,000			17,851,284					17,851,284						0	12,351,716	

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度	自	23	年	4	月	1	日	法人コード	A004558		
	至	24	年	3	月	31	日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会		

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

科目	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計						収益事業等会計						法人会計		
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1	他2	共通		小計	
11	管理費 一般管理費	使用料及び賃借料	15,240,000	使用実態	84						84						0	16	
					84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	84.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.7%
					12,847,320	0	0	0	0	0	0	12,847,320	0	0	0	0	0	0	0
12	事業費 振興費	需要費	3,940,000	使用実態	75						75						0	25	
					74.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	74.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.1%
					2,951,060	0	0	0	0	0	0	2,951,060	0	0	0	0	0	0	0
13	事業費 研究研修費	需用費	300,000	使用実態	99						99						0	1	
					99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
					297,000	0	0	0	0	0	0	297,000	0	0	0	0	0	0	0
14	事業費 広報推進費	報償費	480,000	使用実態	83						83						0	17	
					83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
					399,984	0	0	0	0	0	0	399,984	0	0	0	0	0	0	0
15	事業費 広報推進費	需用費	11,320,000	使用実態	83						83						0	17	
					82.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.3%
					9,365,036	0	0	0	0	0	0	9,365,036	0	0	0	0	0	0	0
16	事業費 広報推進費	役務費	1,200,000	使用実態	51						51						0	49	
					51.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	51.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48.6%
					617,040	0	0	0	0	0	0	617,040	0	0	0	0	0	0	0
17																			
18																			
19																			
20																			
ページ 合計			32,480,000		26,477,440						26,477,440						0	6,002,560	

事業	自 H23 年 4 月 1 日	法人コード	A004558
年度	至 H24 年 3 月 31 日	法人名	社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

役員等就任予定者の名簿

1. 評議員 (公益財団法人の場合のみ)

フリガナ 氏 名	常勤・非常勤	生年月日			性別		住所
		明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	女	
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		
-----	常勤・非常勤	明治 昭和	大正 平成	年 月 日	男	〒 -	
					女		